社会保険加入手続きのご案内

加入資格

雇用保険 ※①	✓ 1 週間の所定労険働時間が 20 時間以上 かつ ✓ 31 日以上雇用されることが見込まれる場合
健康保険・厚生年金 ※②	✓ 1 週間の所定労険働時間が 20 時間以上 かつ ✓ 2 ヶ月を超える契約期間が見込まれる場合
労災保険	就業中は全員適用となります。（加入手続きや費用負担はございません）

※①昼間学生は除外となります。
※②月額賃金が 88,000 円未満や昼間学生の場合は除外となります。

加入手続きに必要な情報 3 点

① 雇用保険被保険者番号
② 基礎年金番号
③ 個人番号（マイナンバー）※提出方法は担当営業よりご案内いたします。

下記に該当する場合は担当営業にお申し出ください

✓ 住民票の住所が登録住所と異なる場合
✓ 扶養家族がいらっしゃる場合（扶養控除申告書に扶養家族情報もご記載ください）
✓ 雇用保険に今まで加入したことがない場合
✓ 提出情報を紛失してしまっている場合

【雇用保険被保険者番号】 雇用保険被保険者証に記載がございます。

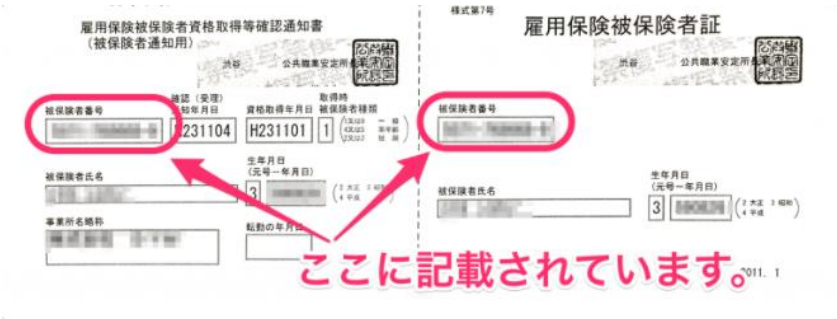

【基礎年金番号】 年金手帳に記載されています（発行年度によって表紙が異なります）

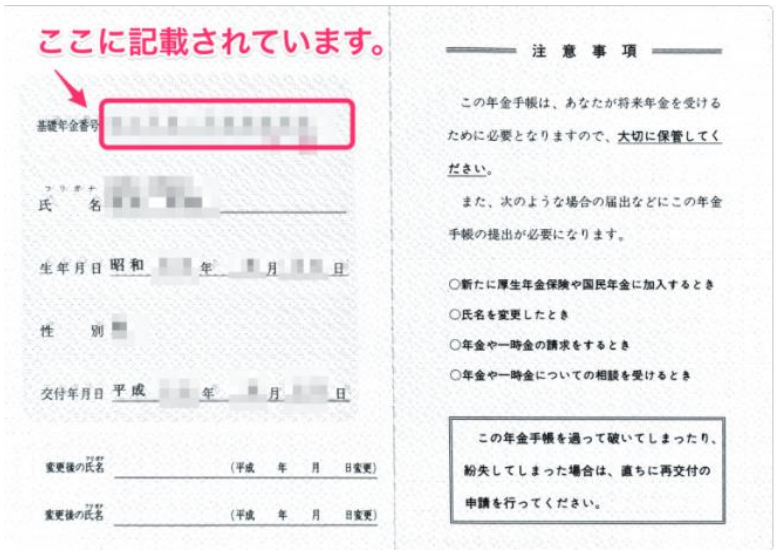

【個人番号（マイナンバー）】

委託先（社会保険労務士法人東京労務）にて収集・保管を行っております。提出方法は担当営業よりご案内いたします。

保険料

2026 年 3 月分（4 月納付分）～

	本人負担	当社負担
健康保険	標準報酬月額の 4.925%	標準報酬月額の 4.925%
厚生年金保険	標準報酬月額の 9.15%	標準報酬月額の 9.15%
雇用保険	1 ヵ月の給与の 0.5%	1 ヵ月の給与の 0.85%
労災保険	なし	全額負担
介護保険（40～64 歳の方負担）	標準報酬月額の 0.81%	標準報酬月額の 0.81%
子ども・子育て支援金	標準報酬月額の 0.115 %	標準報酬月額の 0.115 %

＊標準報酬月額は、加入時の契約要件に基づいて１ヵ月の給与を算出し、その額を「標準報酬月額表」にあてはめて決定します。＊40～64 歳の方の健康保険料は介護保険料が付加されます。＊保険料率は改定されることがあります。また、上記表の健康保険料率は、全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部の保険料率となります。
＊子ども・子育て支援金：令和８年４月より、子育て世代を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まります。

社会保険加入後の手続き

国民健康保険に加入していた方や、被扶養者になっていた方はご自身で別途手続きが必要です。

- ✓ 国民健康保険からの脱退手続きをお願いします。
- ✓ 脱退手続きについては、お住いの市区町村へお問い合わせください。
- ✓ 被扶養者になっていた方は、扶養者の会社へ申し出て、扶養を抜ける手続きをお願いします。

このような場合には手続きが必要です。速やかにご連絡をください

- ✓ 氏名や住所が変わったとき
- ✓ 被扶養者を追加するとき
- ✓ 保険証を破損・紛失したとき

ご不明点は担当営業　もしくは　アージスジャパン　労務担当（payroll@aegis-japan.co.jp）までご連絡ください。